

第15回教育委員会（定）

開会日時 平成27年 7月 9日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 11時50分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	別 府 明 雄
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	教育総務課長	小 林 緑
学務課長	榎 木 恭 子	生涯学習課長	浅 賀 俊 之
学校地域連携担当課長	木 内 俊 直	指導室長	栗 原 健
教育支援センター所長	新 井 陽 子	新しい学校づくり課長	新 部 明
学校配置調整担当課長	水 野 博 史	施設整備担当副参事	荒 張 寿 典
中央図書館長	荒 井 和 子		

署名委員

委員長

委員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
ただいまから、平成27年第15回の教育委員会定例会を開催いたします。
本日の会議に出席する職員は、寺西次長、小林教育総務課長、榎木学務課長、浅賀生涯学習課長、木内学校地域連携担当課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、新部新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長の、以上11名でございます。
本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により青木委員にお願いいたします。
本日の委員会は、6名から傍聴申し出がされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。
それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第56号 平成27年度板橋区登録文化財の諮問について
(生涯学習課)

教 育 長 日程第一 議案第56号「平成27年度板橋区登録文化財の諮問について」、次長と生涯学習課長から、説明をお願いします。

次 長 それでは、議案第56号。
平成27年度板橋区登録文化財の諮問について。
上記の議案を提出する。
平成27年7月9日。
提出者は中川教育長でございます。
平成27年度板橋区登録文化財の諮問について。
下記の案件を、板橋区登録文化財として新たに登録することについて、板橋区文化財保護審議会へ諮問する。
諮問案件。
(1)有形文化財(2件)。
龍福寺所蔵板碑・志村延命寺板碑群(追加)。
(2)有形民俗文化財(1件)。
木曾御嶽赤塚一山講関係資料。
(3)記念物(1件)。
赤塚氷川神社木曾御嶽塚。
提案理由。
上記の案件は、板橋区文化財保護条例第4条第1項に規定する登録文化財、あるいは、同条例第13条第1項に規定する指定文化財のいずれかに該当すると思われるため、同条例第4条第2項及び第13条第3項並びに第19条に基づき、板橋区文化財保護審議会へ諮問する必要があるためでございます。
具体的な内容については、担当の生涯学習課長からご説明いたします。

生涯学習課長

それでは、私の方からご説明させていただきます。

お手元の資料の2ページ目をご覧ください。

A3をたたんである資料です。

これが、今回、板橋区文化財保護審議会への諮問の概要となっております。

それぞれの文化財につきまして、なかなか文字だけではと実感が湧かないと思いますので、3ページ以降にその写真を用意させていただきました。

そちらをご確認いただきながら、内容についてお聞きいただきたいと思います。まず、1点目です。

写真は3ページ目にあるものでございます。

龍福寺所蔵板碑でございます。

所在地は小豆沢四丁目16番3号。

所有者は、宗教法人龍福寺代表役員で、ご住職の笠原隆浩さんです。

分類は有形文化財の歴史資料で、合計8基となっております。

小豆沢にあります龍福寺は、室町時代末の創建と伝えられる真言宗の寺院でございます。

板碑は、中世仏教で使われた供養塔の一種で、16世紀末期までにつくられております。

龍福寺の板碑は、『新編武蔵風土記稿』という19世紀前半の地誌に、当寺の末寺であります教性寺の地蔵堂に、建長7年(1255)の銘のある板碑を初め、複数あることが記録されております。これは、江戸時代から注目されてまいりました。

このお寺では、現在9基の板碑があり、そのうち建長7年の板碑につきましては昭和58年度に板橋区指定有形文化財となっているものの、それ以外の板碑は文化財への登録がまだなされていない状況でございます。

このお寺の板碑は、応永26年(1419)までの年号が確認できますが、鎌倉時代の古い年代のものも多く現存している点に特徴がございます。

そのうち日蓮宗門徒によりつくられました、正和4年(1315)の題目板碑は、都内においてもこの時期での作例が極めて少なく貴重なものとなっております。

当資料群は、龍福寺の歴史を伝える遺物というだけではなく、中世の小豆沢地区及び区の地域史、当時の人々の信仰を明らかにしていくうえで重要な資料となっております。

次に、資料は4ページ目をご確認ください。

志村延命寺板碑群(追加)でございます。

所在地は、志村一丁目21番地12号。

所有者は宗教法人延命寺代表役員で、ご住職の齋藤義宏さんでございます。

分類は、有形文化財の歴史資料で、合計8基となっております。

志村の延命寺は、戦国時代の創建と伝えられる真言宗の寺院でございます。

このお寺では、現在22基の板碑を所蔵してございますが、このうち区内最古

となる建長4年（1252）の板碑を含む14基が昭和60年度に板橋区登録有形文化財となっております。

このお寺所蔵の板碑には、建長4年から永正13年（1516）までの年号が確認できておりますが、建長4年などの鎌倉時代のものに加えて、板碑の造立が盛んとなります14世紀初めから15世紀にかけてのものがまとまっている点に特徴がございます。

この資料は、この寺の歴史を伝える遺物というだけではなく、中世の志村地区及び区の地域史や当時の人々の信仰を明らかにしていくうえで非常に重要な資料でございます。

事前調査によって基数が確認されたことによりまして、増加した分を追加登録し、確定するということが目的となっております。

次に、資料の5ページをご確認ください。

木曾御嶽赤塚一山講関係資料でございます。

所在地は大門3番5号。

所有者は本橋孝子さんです。

種別は有形民俗文化財。

内容は御嶽山代参連名簿等文書並びに御嶽講祭具類一括となっております。

現状では資料を伝える講組織の存続が危ぶまれておりまして、講の歴史や民俗的な情報、関連資料については、緊急措置として、確実な保全を行う必要がございます。

木曾御嶽信仰は、近年噴火しました長野県の木曾御嶽山を対象とし、講社などを結成して登拝などを行う庶民信仰の1つでございます。

また、寛政4年（1792）に登山道が整備され、江戸の町人や武州・上州の中山道の宿場町を中心に信仰が広まりました。

赤塚一山講は、一山行者によって広められた講社で、区内では下赤塚・四葉を中心に、文政・天保のころ（19世紀前半）に開かれたものと伝わっております。

木曾御嶽赤塚一山講関係資料は、講の中心的人物でありました赤塚大門本橋家に伝来するもので、明治21年（1888）から平成年間にかけての「御嶽山代参連名簿」や祝詞などの関係書類、信仰対象の掛け軸に加え、蜀台・御神酒入れなどから成る祭具で構成されております。

これらの資料は、周辺地域を含む木曾御嶽登拝講の活動状況や地域の歴史、信仰、民俗・風習などの実態について考察を行う上で貴重な資料となっております。

次に、資料6ページをご覧ください。

赤塚氷川神社木曾御嶽塚でございます。

所在地は赤塚四丁目22番1号の赤塚氷川神社で、所有者は宗教法人氷川神社代表役員で宮司の榎本富男様でございます。

種別は記念物の史跡となります。

木曾御嶽塚は麓から山頂にかけて、御嶽山に関わる祭神などの石碑が配された人造物で、富士塚と同様に江戸時代後期以降、庶民が木曾御嶽を登拝するために

組織した信仰団体である木曾御嶽講中によってつくられたものと考えられます。

赤塚村の鎮守である氷川神社の境内地にあるこの御嶽塚は、御嶽信仰の一山行者のもとに組織された赤塚一山講に関連する文化財でございます。

なお、明治16年（1883）作成の「氷川神社祭礼絵馬」には、同じく境内に所在し、区文化財に登録されている「富士塚」とともにこの木曾御嶽塚が描かれており、19世紀には造成されていたことが分かります。

なお、塚に建てられております、「御嶽山座王権現」碑は、元治元年（1864）に氏子によって奉納された、区内最古の御嶽山関連の碑となっております。

当木曾御嶽塚は、周辺地域の歴史、信仰、民俗・風習などの実態について考察を行う上で、非常に貴重な史跡となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

別 府 委 員 氷川神社はよく近くを通るのですけれども、こういったものがあるということは全く知りませんで、でも、この資料を見ますと貴重なものであるので、登録するのはいいのではないかと考えております。

以前は、富士塚等もありましたけれども、富士講や大山講のほかに、御岳講もあるということで、昔の人は結構色々大変だったなど。

大変だというよりも、1つは農閑期の1つの息抜きではあったのかなとは思いつつ、そのように感じました。

教 育 長 ほかにございますでしょうか。

高 野 委 員 私もこの龍福寺の文化財マップを以前にいただいたものをちょっと見まして、そこで龍福寺については、「板碑がたくさん所蔵され、板碑の寺としても知られている」というような記載もありましたので、これを見て、改めて残りのものも登録されることは大変よろしいのではないかと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにございますでしょうか。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第56号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第二 請願第3号 平成28年度新入学のご案内（小学校の部）の記載事項
に関する請願

（学校配置調整担当課）

教 育 長 続いて、日程第二 請願第3号「平成28年度新入学のご案内（小学校の部）
の記載事項に関する請願」について審議します。

学校配置調整担当課長から説明願います。

学校配置調整担当課長 それでは、請願第3号「平成28年度新入学のご案内（小学校の部）の記載事
項に関する請願」について、ご説明させていただきます。

提出者は記載のとおりでございます。

おめくりいただきまして、請願の項目でございます。

「来年小学校に入学されるご家庭に配布される予定の「新入学のご案内」に3
校協議会で協議中であることから、「廃校される」と受けとめられかねない「過
小規模化により対応を要する学校」として板橋第九小学校を特定した記述をしな
いこと」でございます。

請願の理由でございます。

板橋区の「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画
では、板橋第九小学校、中根橋小学校に関し「集約にむけた協議会の結果に基づ
き対応します」とありますが、貴委員会では、板橋第九小学校は小規模校であり、
一般的には廃校の対象としていると受けとめられています。

では、なぜ小規模校となったのかについて、保護者・地域説明会では「学校選
択制にあったのではないか」との会場からの質問を肯定しました。

また、昨年度、「新入学のご案内」に「過小規模化により対応を要する学校」
として板橋第九小学校の名前が記載されておりました。これでは、板橋第九小
学校を選ばず、他校を選んでしまうおそれがあります。

昨年、板橋第九小学校のPTAの方が「新入学のご案内」に「廃校されるよう
な記述はやめてほしい」と申し入れたと聞いています。新年度、新1年生に同じ
ような文面で「新入学のご案内」が作成されるとしたら、3校協議会の趣旨に反
するものです、という内容でございます。

現状を申し上げますと、以前から新入学のご案内には、適正規模・適正配置に
ついてページを割いて記載しているところでございます。

昨年度は、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」が策定された最初の年でも
ありましたので、こちらのプランの概要と今後の適正規模・適正配置の方向性に
ついて広く周知すべきということで載せているところでございます。

また、新1年の保護者の方に、教育委員会が進めている適正配置について、事
前にお伝えする必要があると考えまして、記載するに至ったところでございます。

なお、この表現につきましては、「いたばし魅力ある学校づくりプラン」の表

現をそのまま載せております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

別 府 委 員 まず、1点お聞きしたいのは、「地域説明会で学校選択制であったためにそういうふうになったということを肯定した」とありますけれども、その辺の、そのときの議事録がどうなっているか、本当にそのようなお話があったのかということと、もう1点は、PTAの方が記述はやめてほしいと申し入れた、昨年ですね、聞いているというお話なのですが、そのような事実はあったのでしょうか。

学校配置調整担当課長 まず、保護者・地域全体説明会の中での議事録を抜粋して報告させていただきますが、区民の方からのご質問では、「板九小の児童が少ない理由に学校選択制があると思います。教育委員会は、学校選択制をどのように総括しているのか」というご質問がありました。

それに対しまして、「減少の理由としては、区内全域で少子化が進んでいることが挙げられます。このエリア、板九小周辺のエリアについても通学区域内の児童が減少しております。もう1点は、板九小の近隣に小学校が集中している現状がございます。また、学校選択制を導入して10年たちますが、学校選択制が小規模化の要因の1つであるとも考えております」というように答弁しております。

もう1つ、板九小のPTAの方から申し入れがあったのかというところでございますが、私どもとしても、学校案内冊子にこちらの適正規模の記事を載せることにつきまして、事前に話すことなく載せるのは誠意がないと考えましたので、昨年7月7日と7月23日の2回にわたりまして、板九小のPTAの役員の方に、事前に載ることをお伝えしております。

そのときは、載ってしまうのかというような反応はありましたが、請願書に書かれているような申し入れはありませんでした。

別 府 委 員 板九小が6学級で非常に現実的には人数が少なくなっているという状況はあるわけですし、仮にそこに入学されたお子さんが、他の小学校のように6年間きちんとクラス替えもあるし、1つの学級が20人とか30人で色々なスポーツ競技もできるというような状況を希望していたとすると、仮に過小規模であることを知らないで入学希望を出してしまったときに、そのような事実が分かった時点で、多分、ほかの学校に移りたいという希望を出されると思うのです。

そういったことを防ぐためにも、実際に板九小はこうなっているんだという事実はきちんとお知らせした方がいいのではないかと思いますから、こういった記載をするのはやむを得ないのではないかと思います。

教 育 長 ほかに、ございますでしょうか。

高野委員 私も、板九小については、入学希望者への影響を配慮して、たしか協議会の設置を、Aグループの時期に比べてCグループは遅らせた経緯があったと思います。

そういう事実が1つあったことと、それから、また、協議会を発足する前に、最初は2校、板九小と中根橋小ということでしたが、やはりそこも皆様のご意見で、板一小を含めて3校での協議会ということになりました。

実際に平成27年2月19日に協議会が発足して、もう既に第5回の協議会まで行われているわけですから、そのことはしっかりと載せるべきではないかと思えます。

また、板九小の方からのこういう請願ですが、同時に協議に加わっていらっしゃる中根橋小、板一小学校を入学希望校として選ぶ方にとってもこの情報は非常に大切な情報だと思いますので、私もそういう経緯を踏まえて、やはり載せていくことが適切なのではないかと思います。

学校配置調整担当課長 一点、補足させていただきます。板九小の関係の方かどうかは、まだ不明であります。

高野委員 はい、分かりました。

松澤委員 こちらの過小規模化の対応を要する学校の方に、ほかの過小規模の学校が載っていないところがあるのですけれども、こちらは、プランの中に入っている学校だけがこちらに載っているという認識でよろしいのでしょうか。

学校配置調整担当課長 はい、そうです。こちらの学校案内冊子に載せてある学校名は、「魅力ある学校づくりプラン」に既に名前を挙げている学校だけ載せているということです。

松澤委員 それですと、やはり「魅力ある学校づくりプラン」の中のこういった過小規模化の対応を必要とする学校ということで、一般の保護者の方も知らなかったということはよくないことだと思いますので、今後のことも考えながら、載せていくのが妥当なのではないかなと私も考えております。

教育長 そのほかは、いかがでしょうか。

青木委員 意見としては、三人の委員の方と基本的には同じでございます。

記述の仕方等もこうなるというように限定したものではないというのが1つありますし、やはりこうした検討に入った事実というのは、全く知らなかったというのが後々出てくるというのがシナリオとしては最悪ではないかと思えますので、その辺も含めて、個人的には現在やっていることの実事というのを周知すべきだと考えております。

教育長 ほかにございますか。

ただいまの学校配置調整担当課長からの説明及び教育委員の皆様のご意見のとおり、ホームページ等にもこのことは記載されており、一部の記述を変更しても請願の趣旨には沿いかねるということで、今回の請願につきましては不採択とし、請願者に通知することをもって審議終了とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第三 請願第1号 2015年度中学校教科書採択についての請願（継続）

日程第四 請願第2号 板橋区の教科書採択に関する請願（継続）

(指導室)

教 育 長 日程第三 請願第1号「2015年度中学校教科書採択についての請願（継続）」及び日程第四 請願第2号「板橋区の教科書採択に関する請願（継続）」について審議します。指導室長より一括して説明願います。

指 導 室 長 では、2件の請願について、説明させていただきます。

いずれも、内容は前回ご説明したとおりでございますが、署名数に変更がございましたので、ご報告させていただきます。

請願第1号につきまして、前回報告しました215人に、昨日までに受領いたしました695人を合わせて、計910人となっております。

請願第2号につきましては変更なく、324人でございます。

なお、教科書採択に関する件につきましては、後ほど、報告事項としまして、教科用図書審議会から提出がありました答申についてご報告いたします。

以上でございます。

教 育 長 請願第1号及び請願第2号につきましては、6月25日に開催された第13回教育委員会で審議し、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、継続審議をいたしました。

現在、教科書の審議を行っておりますので、引き続き、継続審議とすることはいかがでしょうか。

では、お諮りします。請願第1号及び請願第2号については、継続審議とすることでご異議ありませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・平成27年6月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・平成27年6月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに、都費職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、都費職員について。
初めに、1番、正規職員についてでございます。
6月末の教職員数は、括弧に記載の休職者なども含めて、総勢1,833人です。
4月末から人数に変更はございません。
休職者等が全体として90名で、先月に比べ、4名増加しています。
内訳としては、病気休職に入った者が1名、育児休業に入った者が3名でございます。
次に、2番の期限付任用教員についてでございます。
病気休暇・休職に伴い、期限付任用教員の数が5月末時点から1名増え、27名となりました。
最後に、3番の非常勤職員についてでございます。
6月末の学習指導講師でございますが、5月末時点から人数に変更はなく、171名でございます。
内訳としましては、4名増加しましたが、4名が減となり、171名で変更がないという状況でございます。
以上でございます。

教育総務課長 それでは、区費職員について、私の方からご報告いたします。
一般職員・再任用職員・再雇用職員については異動はございません。
裏面、2ページ目をご覧いただきたいと思います。
まず、最初に、特別支援学級介添員、こちらの方が4名増ということで、志村小学校、赤塚新町小学校、高島第一小学校、赤塚第一中学校でそれぞれ一名ずつ配置いたしました。
続けて、巡回指導講師でございます。
こちら1名増ということで、配置担当が、新河岸小学校、高二小、志四小、三園小を担当するものでございます。
もう1つ、青少年委員、こちらが1名増で、下赤塚地区に1名増員ということで配置することができました。
私の方からは、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

2. 第二次教育ビジョン策定に向けた検討委員会の進め方について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 続いて、報告2「第二次教育ビジョン策定に向けた検討委員会の進め方について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、「総-2」の資料をご覧いただきたいと思います。

第二次教育ビジョンの策定に向けた検討委員会の進め方についてということで、昨日開催いたしました「いたばしの教育ビジョン」検討委員会の審議状況について、ご報告いたします。

1番の今後の審議テーマの決定と検討委員会開催のスケジュールというところですが、現行の教育ビジョン、こちらは事務局の一次評価を検証した上で5月28日に開催されました区長と教育委員の皆様との会議ですが、総合教育会議での意見、それと板橋区長期基本計画の中間答申における教育分野におけるあるべき姿、それと国や都の教育行政のあり方、改革の方向を加味して、3つの審議テーマとして、下記に書かれているとおり、検討・審議をしていくということで決まりました。

1つの検討事項が複数のテーマに関わることもある。

これは、例えば、「教育環境」という言葉が使われたのですが、それは幅広いものだというご意見がありまして、家庭のものもあれば、地域、当然に学校のものもあって、3つのテーマに複層するものについては、この分類でよいのかというご意見がありましたので、今後、事務局の方で検討いたしまして整理するということになりました。

下記に示した検討事項について、現時点における教育委員会事務局（案）ということでご報告させていただきます。

次回、8月4日開催の予定でございますが、これからの社会を生き抜く力の養成ということで、3つの分野に分けます。

確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、2020年のオリンピック・パラリンピック開催を契機とした教育の推進というところがございます。

こちらにも複層しているところがございまして、(1)の確かな学力の育成の中では、英語教育というものがありますが、こちらに関しても、国際化・多文化社会への理解ということで、英語教育、もしくはおもてなしといったところでの複層が見られるところでございます。

次に、9月上旬の委員会開催時のテーマということで、子どもの学びを保証する環境の確保について。

こちらの(1)で、誰もが希望する質の高い教育を受けられる支援体制の構築、

保幼小中のつながりのある教育の推進、安心・安全と魅力的な学校づくりの推進ということで、こちらも、(1)、①の貧困対策と、この後ご説明いたします。

最後のところの家庭・地域とともに子どもを育てるところの、(3)家庭における教育力の向上でスクールソーシャルワーカーがありますが、これは貧困対策にも関連してまいりますので、こちらの方でも整理が必要と考えてございます。

9月ですが、誰もが希望する質の高き教育を受けられる支援体制の構築の下の、次のページです。

(2) 保幼小中のつながりのある教育の推進。

(3) で安心・安全と魅力的な学校づくりの推進。

10月には、家庭・地域とともに子どもを育て、学びの循環が確立する社会の構築についてということで、ここでも3つの分野として、地域による学校支援活動の推進、学びの循環の確立、家庭における教育力の向上ということで挙げさせていただいております。

最後に、教育委員会での審議についての案ですが、事務局としての考えでございますが、教育ビジョン検討委員会で検討するそれぞれのテーマに対しまして、その前の段階で、各教育委員会の皆様の意見を反映させるために、事前の教育委員会において審議を行っていただきたいというように考えてございます。

それと、最終的には、11月中旬までに「いたばしの教育ビジョン」の案文を作成していきたいと考えてございます。

私の方からは以上でございますが、そのほかに、昨日提出いたしました資料ですが、資料1-1として、教育ビジョンの委員会設置の所掌事項というところでのお話と、資料2では、これまで点検評価などのところでご説明していた内容を取りまとめたもの、それと、資料3-1ですが、総合教育会議において、委員の皆様、それと区長がお話しいただいたご意見の部分について取りまとめたものを提出させていただくということと国の教育振興計画などの資料を添付させていただきました。

それと、案として今ご説明いたしました、この開催のテーマということでの資料を添付させていただいたところでございます。

こちらの資料の提示に関して遅れたことについてはお詫びいたします。

私の方からは以上でございます。

教 育 長 それでは、第二次教育ビジョン策定に向けた委員会の進め方ということですが、質疑、意見等がございましたら、お願いいたします。

別 府 委 員 では、1つだけいいですか。意見というか。

教 育 長 はい。

別 府 委 員 学力向上とか、体力向上、道徳教育とかありますけれども、それらに多分共通してくると思うのですが、以前に比べて脳の発達が非常に悪くなっているという

野井先生の報告があつたりしまして、ぜひ、脳を活性化するような活動をどこかで入れていった方がいいのではないかなと思っております、それは恐らく色々な面で全般的につながってくるように思います。

教 育 長 脳科学というつながりですね

別 府 委 員 要するに、前頭前野が非常に小さくなってしまっているというのがあるそうなので、その辺の活性化をすると色々な面でよくなってくるかなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかは、いかがですか。

青 木 委 員 こちらの資料はまだ全部目を通していないので、大変申しわけないのですが、今日のテーマ全体を通してちょっとと言えることが1つあるのは、今のお話も含めてなんですけれども、多分、もうちょっとシナリオをきちんと立てて教育をした方がいいのではないかというのが1つあります。

具体的に言うと、この中に多分出てきていると思うのですが、PBLという、Project-Based Learningと言われる教育方法が1つあると思うのです。

あるいは、最近でいうと、OJTという言葉も使われているかと思うのですが、何か、例えば社会に貢献する、地域に貢献するとかいった、具体的に子どもたちが分かりやすいような課題や対策をテーマとして最初に設定していただき、その後、どうやってそれを解決していくかをつなげるまでのシナリオをきちんと組立ててあげる必要があります。

それは、調査研究というのも含めて背景、課題をつけて、その課題をどうするかをきちんと話し合っ、それに対して自分たちができるトライをみんなで考えて、実際にそれを実行に移して、そして、それに効果があったかどうか検証して、だめであれば、どうするか対策をとるといような、いわゆるPDCAというサイクルをきちんとまわしてやっていくProject-Based Learning。

よくあるのは、小学校のある学年で、1回だけ夏休みに体験教育をやりましたとか、次の学年につながるのものはよくあります。

私たちも、教育機関の中で、それではまずいということで、中学や高校と連携をとりながら、中学でやったものでこういうテーマがありました、では、それを高校でどうやってレベルアップして実施するか、などを提案しています。

当然、ICTを駆使して生徒個々の教育レベルに合わせてやれることも増えてきているということを含めて、生徒個々に合わせたまわし方が必ずあると思うのです。

ただし、それは1つのシナリオの中で、自分たちの成長が実感できるものが必要だと思っております、そこを意識したような、何か新しい教育シナリオが立てられると、特に社会を生き抜く力の養成に大きくつながってくると思っております。

で、ひとつ、その辺をこの委員会の中で議論していただきたいと思います。そういう意味では、板橋というのは、これは私のうがった見方かもしれないんですけども、教育プロジェクトとしてトライする課題や地域貢献のテーマがたくさんあるのではないかと考えていますので、できれば生徒さんたちに見出してもらって、解決していくということにつなげていただきたいと思います。

最後は、きちんと板橋区や教育委員会の中からそういった効果を外に向かってアウトリーチするということまでつなげていくということが、すごく大事なかなと最近強く思っています。

すみません、長くなりました。

教 育 長 実 は、この会議の中でも、板橋は環境教育、あるいはキャリア教育といった、いわゆる ESD にもつながるような教育課題を継続的に進めている、このあたりもやはり板橋の特色として、今、委員がおっしゃったように、保幼小中連携というところでの一貫性というのは通していこうというような話は出ておりますので、今のお話を参考にさせていただきたいなと思います。

青 木 委 員 その連携という形が、最近、私自身も問題にしているのですけれども、時々やってきて、何かやって帰っていくというやり方ではなくて、私の考え方では、接続にしてほしいのです、接続。

常に密な連絡をとり合ってやっていく。それで、私の関係する附属校なんかで、結局、きちんと接続できたのは地理的に近い場所。いつでも生徒さんが来られる環境。そういう、いつでもコミュニケーションができる環境がないとなかなかうまくはいかないという状況がやっぱりあったのかなと、過去やってきた例の中では見えていますので、その辺を強く意識しながら参加していただく。

例えば、大学もそうですけれども、単純にあるとき来て、何となくしゃべって帰っていくというようなやり方をしないような意識づけが、かかわる以上、実質化を意識してやろうということが必要なかなと強く思っています。

教 育 長 ありがとうございます。板橋らしさみたいなものを、点ではなく線という形ですかね。

青 木 委 員 そうですね。まさに、そういうことです。

教育総務課長 今度の委員会のところで、きちんと教育委員会からの意見ということでお伝えした上で議論に入っていただくようにいたします。

青 木 委 員 最後に報告書みたいなのをきちんと書くという中で論理的思考というのが多分必要になってくると思います。これは、最近、よく聞くのです。

グローバル社会の中で、論理的思考は文系とか理系を問わずに必要になってきていると思いますので、要するに、後で報告書を書くときに、感想文ではなくて、

報告書として成立するような文章を書けるような書き方の学習とかもちよっと入れていただくといいのかなと思いますけれども。これは会社に行って、必ず役立つと思います。

松澤委員 先生のお話と同じなのですけれども、やはり社会の状況が今変わってきておりますので、子どもたちの教育のビジョンの中に少しでもそういったことを含めてやっていかないといけないのかなと感じておまして、それは何かというと、今までは、今、先生が言われたように、文系とか理系とかと別れて、一つ一つが一つ一つの学問として成立してきたというのが今までだと思います。

これからはもう文系、理系どちらも、文理両方必要になってきて、それを合わせられる社会になってきているのではないかなと思っておりますので、その辺は、先になってしまうとは思いますが、教育ビジョンの中では、そういったものを、先のことを見越した上での動きというのも考えていかれた方がよろしいかなと思っております。これからそういった検討をしていただいて、今までの概念とちょっと違うかもしれないのですけれども、先ほど言ったように、理系の中に文系の要素を入れていくとか、その逆もしかりですけれども、国語の授業で、例えば理科のものを読ませていくとか、そういった合わせていく授業に今後変わってくると思いますので、ちょっと早いかなとは思いますが、そういったものも含めてやっていかれた方が、青木先生が言ったように、社会の方に出たときですとか、上の高校、大学といったところで役に立つのではないかなと思っておりますので、その辺も含めてしていただければと思います。

教育長 はい、よろしくお願いいたします。

では、今の各委員のご意見を参考にさせていただければと思います。

○報告事項

3. 「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画について

(総-3・教育総務課)

教育長 続いて、報告3「「公共施設等の整備に関するマスタープラン」に基づく個別整備計画について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、こちらの「総-3」の資料をご覧くださいければと思います。

これまで、当委員会におきまして、魅力ある学校づくりプラン、中央図書館、区立幼稚園、生涯学習センターなど、教育施設のあり方などについて、おのおのについて報告してまいりました。

この委員会に報告した内容に変更なく、この区有施設全般の「公共施設等の整備に関するマスタープラン」というものが立てられました。

これが本年6月11日の文教児童委員会の方に報告されましたので、その内容についてご報告させていただくものでございます。

本日は、時間の関係もありますので、総論の部分を中心に要点をご説明させていただきます。

「総-3」の個別整備計画ということで、資料を2点ご用意いたしました。

概要版の方でご報告させていただきます。

第1部、初めに、総論についてということで、資料の1ページ、計画の目的について、ご覧いただければと思います。

(1) 次世代へ安心・安全かつ魅力ある公共施設を引き継ぐためには、現状と課題について記載してございます。

現在、490施設、延床面積85.1万㎡の公共施設がある中で、そのうちの半数以上が30年以上経過しているという現状でございます。

一方で、人口減少社会を迎えまして、生産年齢人口が減少していくという中で、現在の数・規模で公共施設を維持していくということは財政負担が大きいことから困難であるという課題がございます。

具体的には、下のグラフに示してあるとおり、平成24年度に行ったライフサイクルコストの試算結果といたしまして、平成25年度から平成37年度までの10年間の年度当たり平均費用は約118億円、費用が最も集中する年度では276億円の費用が必要と予測されてございます。

次の2ページにお進みいただければと思います。

(2) 安心・安全な公共施設づくりということで、先ほど申し上げたとおり、現在の数・規模のままでは、公共施設の維持が困難であるということから、この区の財政状況に見合った施設総量へ抑制し、持続可能な形で安心・安全な施設づくりを目指してまいります。

続きまして、(3) 時代の要請に対応した魅力ある公共施設づくりです。

図にも示しているとおり、施設の建てかえに合わせた、機能転換や複合化により施設総量を抑制しつつも、効率的・効果的なサービスを提供するなど、新しいニーズに対応した公共施設へと再構築することを目指してまいります。

続きまして、1-2、計画の位置づけでございます。

この計画は、平成25年5月に策定いたしましたマスタープランを推進・実行するための計画でございまして、公共施設マネジメントを推進する計画でございます。

この計画の内容は、マスタープランと合わせて次期基本計画に反映させ、本計画において定めた工程表を、財政状況を勘案しつつ区の実施計画に位置づけているものでございます。

続きまして、資料の3ページ、1-4の計画の期間でございます。

ページ中央の図をご覧いただきたいと思います。

この計画は、次期の基本計画の計画期間である平成28年度から平成37年度までの10年を第1期といたしまして、以後、10年を経るごとに、第2期、第3期、第4期に分け、期ごとに具体的な整備計画を策定していくものでございます。

計画期間中は、計画の進捗を管理・予測しながら、後期5年間の年次計画や次

期10年間の計画を順次検討していくという方式をとります。

国の経済動向や区の財政状況、制度変更など、計画を見直す必要が生じた場合には、適宜、見直しを行うこととしてございます。

続きまして、4ページ、2の公共施設等の整備に関するマスタープランでございます。

施設総量、総延床面積の抑制、計画管理・保全による耐用年数の延伸、区有財産の有効活用の3つの基本方針を定めてございます。

基本方針に基づいて、適切なコスト管理、施設の適正配置等を推進することにより、約2割程度の経費削減を行ってまいります。

このマスタープランに基づいて、本計画を策定しているところでございます。

続きまして、第2部。資料の5ページに当たります。

第2部の個別整備計画でございます。

この計画の第1期対象施設につきまして、集会所施設等施設、高齢者集会施設、児童福祉施設、学校関連施設の4つに関しまして、施設数が多いことから、作業部会を設置し、検討してきたところでございます。その他施設につきましても、マスタープランの基本方針に基づいて検討してまいりました。

1枚おめくりいただきまして、6ページでございます。

6ページから13ページまで、本計画の素案の段階で、数のみ出してきたところがありますけれども、施設整備検討結果について、具体的に施設名と方向性、説明を記載してございます。

5個の施設の説明につきましては、6ページ以降の一覧表に、施設、種目別に、所管、文教児童委員会というように書いてございますが、まず、9ページ、こちらが、今日、教育委員会の方に関連してくるところでございまして、学校施設編といたしまして、こちらは「魅力ある学校づくりプラン」と同じ内容で方向性を記載しているところでございます。

学校関連施設につきましては、本編においては72ページから87ページにかけて書いてございますが、施設の老朽化と施設整備計画、学校の適正規模・適正配置計画をあわせて推進する。

「いたばし魅力ある学校づくりプラン」に基づきまして、現在、保護者の皆様や学校関係者、地域の方々を委員とする協議会を設置して協議を進めているということで、その進捗状況については、この委員会に報告しているところでございます。

12ページに移りまして、上段の学校教育施設、板橋フレンドセンター、区立の2つの幼稚園、天津わかしお学校の4施設、さらに、次の13ページ、4段目の図書館の3つの施設について、説明を記載してございます。

続きまして、14ページをご覧ください。

8の集約・複合化の推進でございます。

集約・複合化に当たっては、基本的な考え方を8-1に記載してございます。

続きまして、8-3、集約・複合化による多機能化のモデルケースをご覧ください。

1つの建築物内で提供するサービスを多機能化することによって、多世代交流、ワンストップサービスの総合行政サービス、施策横断的な相乗効果といったソフト面でのサービス向上を図ってまいります。

それと、集約化によって、空間的、時間的に効率よく施設を利用し、管理運営経費、いわゆるランニングコストの削減を図ってまいります。

続きまして、15ページの8-5、検討の進め方でございます。

(1)の対象施設の抽出にありますように、改築・大規模改修事業の実施時期を迎え、優先順位が高い施設を優先的に検討していくということでございます。

第1期につきましては、1枚おめくりいただきまして、16ページから20ページまで、8-6の個別整備計画第1期の集約・複合化プランということで記載してございます。

第1期に改築・改修・集約・複合・移転に分類した施設の中で、改築・大規模改修の優先順位が高い施設を中心に、16ページの図のとおり、グループを編成し、集約・複合化について具体的な施設の組み合わせを検討しているところでございます。

教育委員会関連といたしましては、18ページの(3)の②フレンドセンターとフレンドセンター体育館の集約化、それと、(4)の①中央図書館の移転・改築を核とした複合化プランと③常盤台地域センター移転後のスペースを活用した複合化プランまでがこちらに当たります。

それと、(7)の高島平地区周辺グループというところが、こちらの方に高島平図書館がありますので、こちらが該当してまいります。

第3部の方に移らせていただきます。

21ページをご覧ください。

第3部、公共施設の総合的かつ計画的な管理。

9の総合的かつ計画的な管理に関する方針でございます。

マスタープランで掲げた基本方針及びそれに基づく施設マネジメント方針をもとに、公共施設の総合的、かつ計画的な管理を推進、実践していくための実施方針を定めるものでございます。

まず、個別整備計画における目標耐用年数の考え方につきまして、上の表をご覧ください。

公共施設を、まず、重量系、軽量系に分け、重量系はさらに細分化して、80年、60年、40年ということで、目標耐用年数をそれぞれ示してございます。

続きまして、改築・改修・修繕の考え方でございます。

下の表をご覧ください。

これまでは不具合の修繕が中心となり、対症的になっていたところを、計画的な予防保全により、安心・安全を確保し、できる限り建築物を長く使い続けるため、改築事業、大規模改修事業、修繕(維持改修)事業Ⅰ、修繕(維持改修)事業Ⅱの4種類に分類し、計画的に事業を実施してまいります。

1枚おめくりいただきまして、23ページの下段、廃止施設等の跡地活用の推進でございます。

こちらには説明を記載してございませんが、旧板橋第三小学校、旧職員住宅高島寮・新河岸寮、旧清水図書館、旧保健所、旧三園中継所処理棟、旧向原職員住宅、旧板橋第四中学校について、平成25年度に実施することを踏まえた方向性を、本編の245ページに記載してございます。

1枚おめくりいただきまして、24ページです。

下段の今後検討すべき課題ということで、総務省が推進している統一的な地方公会計の促進、新たな地方債措置の創設、それぞれについて検討してまいります。

そういった旨が記載してございまして、そのほかに、建築物のトリアージについて。こちらのトリアージとは、もともと災害時に処理を施すことで命を救える可能性の高い負傷者に対する処理を優先するという考え方ですが、これを建築物の大規模改修・修繕の可否選別に採用して、長期的な視点から、効果的な工事を優先して実施することを検討してまいります。

それと、もう1つ、民間活力の推進について。

限られた財源の中で、同一水準のサービスをより安く、あるいは同一賃金でより上質なサービスを提供するために、業務規模や業務施設に一定の基準を設けてPPPを活用していくことについて検討していくことを期待してございます。

続きまして、25ページです。

個別整備計画に取り組むことによる財政的效果についてご説明いたします。

本件計画を推進することによりまして、どれだけの財政効果が見込めるかという試算でございます。大きく2つの視点から試算してございます。

1点目が長寿命化による経費削減効果、2点目が延床面積削減による効果でございます。

それぞれ短期的にはなかなか効果が出にくいいため、4期までの40年間で試算した結果でございますが、長寿命化による経費削減については、40年間で3.1%、延床面積の削減効果については、40年間で16.4%となります。

合わせて、40年間で19.5%の更新経費削減が目標ということで、マスタープランに掲げた2割の経費削減に近い数字を得ることができました。これを現時点での目標として計画を進めてまいります。

それと、床面積を削減することで、更新経費だけでなく、公共施設の維持に必要な人件費、光熱費、委託料、維持補修費など、マスタープランでは年間250億円の負担と試算しているランニングコストの縮減、将来の大規模改修・修繕などの更新経費にもつながるといえるように見込んでございます。

簡単ではございますが、以上で説明を終了いたします。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

青 木 委 員 1点、これは質問なのですがけれども、昨今この手の改修の話でハードルになっているのが、やはりオリンピックの建築物の建造費の高騰があると思うのですが、今見込まれているのが、平成32年とはいいませんが、少なくとも30年ぐらいは高騰の状況が続くという予測があります。

この辺はこの試算の中に、どの程度見込まれているのかというところが、もしお分かりでしたら。

教育総務課長　こちら具体的には、私の方でつくったものではなく別の部署でつくったのですけれども、策定した時点では、その経費については、当初の部分、動き出したところでは入っていますけれども、現時点までの分の経費までは参入してございません。

なので、経費効果ですとか、それに関する投資額について、1ページでお示した平均で118億円、これについては上に振れるだろうという見込みはしているという話は聞いています。

青木委員　ちょっと私も仕事場のマネジメントをやっている関係で、恐ろしいのが、今、新しい校舎の建築計画で人件費の高騰などが影響して建造費が5割近く上昇してしまっているのです、ここまで上がるとさすがに予算計画の見直しが必要になってくるのかなと考えています。その辺を少し念頭に置きながら、計画も、ある程度、優先順位をつける必要が出てくるのかなと思ひまして、一部では、やはりオリンピックが終わるまでは、少しこういう計画は、だましだまし延ばしながら、これでいうと、長寿命化で延ばしておいて、その後、改修ですとか、そういうことをした方が賢明なのではないかという意見が盛んに出ているので、その辺もちょっとお考えいただいた方がもしかしたらいいのかなと思ひました。

教育総務課長　ただ、学校に関しましては、「失われた10年、20年」という言い方をしていますけれども、その間の財政危機がずっと続いておりまして、本来、改築すべき学校が押し押しの状況にあります。私たちも所管は違うのですけれども、このままの状況でいくと、80年、何もしない状況で80年を迎えても全部終わらないということもありますので、ある一定程度はこの「魅力ある学校づくりプラン」のこの計画とあわせて進めていかないと、学校そのものがということになりますので。

青木委員　耐震改修ですとか、もう絶対やらなければいけないのは、安心・安全のためにこれはもう待たないですけれども、そんなお金の話は多分していただけないと思うのですが、その辺のちょっとバランスをうまくとることが大切だと思います。我々も全く同じような状況です。

教育総務課長　ありがとうございます。

青木委員　気持ちは、よく分かります。すみません。

新しい学校づくり課長　申し述べさせていただきますが、学校に関しては、51校だったと思いますけれども、まだ大規模改修や改築をしてない、手つかずの学校がございます。

これらは、これから毎年やっていくにしても、やはり60年に全ての改築というのは無理だと思っています。

したがって、そのおよそ50校のうち、60年を超えて使用させなくてはならないものに関しましては、事前にコンクリートの強度調査等をしたうえで、大規模改修を挟んで、20年、30年延命できるような措置を図っていかなくてはならないのかなと考えます。近々に、計画は立てていかなくてはならないのかなというのはひしひしと感じているところでございます。

耐震に関しましては、75校全て終わってございますので、今後は、延命の改修につなげていく必要があると考えます。

青木委員 分かりました。

中央図書館長 中央図書館につきましても改築を計画してございまして、今年度、基本構想を策定し、来年度以降、基本設計、実施設計ということを用意しています。

建築費の高騰という情報がございまして、その辺も十分勘案しまして、財政局と相談しながらですが、基本的には、今、中央図書館につきましても老朽化が進んでおり、早急に対応しなければならない施設に位置づけられておりますので、計画どおり進めていければと思っております。

青木委員 図書館は、相当、雨漏りとか大変な問題ですからね。

中央図書館長 はい。

青木委員 ありがとうございました。

中央図書館長 よろしくお願いたします。

別府委員 公共施設全般に関して、きちんと長期的な計画を立ててやっていただけるということで、非常に結構だと思います。

教育委員会的には学校と図書館が該当しているわけですが、学校の耐震化はほぼ終わったわけですが、最近は気象状況の影響で豪雨対策が必要になってくるところが出てくるのではないかと思いますし、あるいは、もう少しつと、騒音対策といったこともしなければいけないようなところも出てくるのではないかと。

多分、板橋は大丈夫だと思うのですが、竜巻が最近多いですから、そういった屋根が飛ばされないような対策も出てくるかなという、多分、板橋は大丈夫だろうと思っておりますけれども、出てくると思いますし、学校の方の中身につきましても、教科センター方式ですとか、あるいはオープン化ということで、よりよい教育環境をつくるために改修しなければいけないのではないかなという部分もあるし、コンピューターを導入するのはコンピューターを買ってくるだけで

はなくて、電源系も改修しなければいけませんから、これもかなりお金がかかる話になってくると思います。

それと、あいキッズを視察させていただきましたが、言ってしまうと、ちょっと平成27年度中に全部やるということで、若干無理をしてやっているような感じもありまして、こういったところのあいキッズの部屋のきちんとした確保をすとか、動線上できちんとした位置に持ってくるとか、そういった改修も出てくるのではないかと考えております。

それと、あと、天津わかしお学校と区立幼稚園も検討の方にかかっておりますけれども、この辺は、目的をはっきりして、それに対する需要があるかないか、需要がある以上は、やっぱりきちんとやっつけていかなければいけないのではないかと考えております。

教 育 長 ありがとうございます。そのほかは、いかがでしょうか。

かなり諸々細かいところも出てくるということで、また、ぜひ、ご意見をいただければと思います。

○報告事項

4. 板橋区青少年問題協議会の開催について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告4のところに移らせていただきます。「板橋区青少年問題協議会の開催について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－1」をご覧ください。

板橋区青少年問題協議会の開催についてでございます。

青少年問題協議会の目的につきましては、記載のとおり、青少年に関する総合的施策の樹立につきまして、区長及び区内にある関係行政機関に対し、意見を述べることを目的としてございます。

今回の青少年問題協議会におけます協議内容につきましては、平成28年度板橋区青少年健全育成方針の策定を目指してまいります。

委員及び幹事につきましては、記載のとおり、関係する部署より多数の方の参加をお願いしているところでございます。

委員の委嘱及び第一回青少年問題協議会の開催日時でございますけれども、7月30日午後6時30分からを予定してございます。

今後の協議スケジュールでございますけれども、平成27年度に約5回、平成28年度に約5回を予定してございます。

参考までに、これまでの協議内容を記載させていただいておりますが、今回、健全育成方針を初めて策定するという事です。毎年、これは、時代の背景等も勘案しながら見直しをして、時代にマッチした健全育成方針を更新していくことを目指しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
これは、育成方針というのは初めて、来年度。

生涯学習課長 初めてです。

教 育 長 これは、どういうことからできたのですか。

生涯学習課長 こちらは、法律上、そういった方針を定めるというのが定められているのですけれども、今までは検討会の中でその準備をしてきたというような状況になってございます。これが、ようやく健全育成方針の策定に向けて動き出すことができたという状況でございます。

別 府 委 員 若干、教育ビジョンとかぶってくるところがありますよね。

生涯学習課長 あるかと思えます。

別 府 委 員 あるかと思えますので、ここの委員の中に教育長と次長は入っておりますけれども、教育委員は入らなくてよろしいのでしょうか。

生涯学習課長 教育委員は入っていないですね。ちょっと、この点は事務局の方でまた協議させていただきます。

高 野 委 員 私は、平成22年度のときに参加させていただいたのですが、その中で、都立大山高校のPTAの代表の方が入っていて、大変貴重なご意見をいただいております。

それと、また、そのときは中高生の健全な育ちと自立への方策ということでしたので、ジュニアリーダーですとか、中学生、高校生などにも色々意見を聞いていきました。

ですから、これだけ委員の方たちが出ていらっしゃるのですけれども、また、区立の小中学校以外の保護者の方とか区立学校などに通っている子どもたちの代表の意見などを聞く機会が、必要があれば、ぜひ、そういう意見も聞いていただきたいなと思いました。

生涯学習課長 ありがとうございます。今回、公募委員というものを設けておりますけれども、そこに年齢制限を設けまして、若者代表ということで20代の方が入られているという状況でございます。

高 野 委 員 はい。

次 長 　　ちょっと補足して説明させていただきます。

この青少年問題協議会は、高野委員のご指摘を伺ったように、2年という年限を大体かけて、1つのテーマをずっと検討してまいりました。

前回の議論の中で、青少年の健全育成にかかわっている各団体の横の連携がやっぱり必要だろうということがかなり大きな話になりまして、それぞれの団体がどういう活動をしているのか、そういうのもやっぱり全体として見えるような形で示して、それぞれの団体の役割分担の中で、青少年の健全育成、従来からずっとやってきたのですが、今、様々な新しい課題も出ておりますので、連携を強化するという意味で、各団体が板橋区の青少年健全育成方針をそれぞれの団体でどういふものができるのかを出し合っていていただいて全体像を固めていこうというような考え方で、今回は青少年問題協議会のテーマにさせていただきますので、これで1つきちんとした方向性、あるいは各団体の連携というのは見えて、また、それに沿った形でさらに積み上げていきたいなと思っております。

教 育 長 　　先ほど、高野委員から、都立高校の保護者の参加という話が出ましたけれども、この辺も、まさに青少年というところでは適合するかなと私も思います。

生涯学習課長 　　検討していきます。

松 澤 委 員 　　今、皆さんのご意見を聞いて感じたのは、やはり板橋区全域にわたって、色々、こういった団体の方が集まる機会はなかなかないかと思えますし、皆さん、青健ですとか、そういった方で地域に根づいている方が多いと思えますので、私は保護者の自分の立場としてもなんですけれども、やはり子どもが小さい時は安心・安全で、まちでそういった色々な事件・事故とか、そういうのを見ていただくということ、安心・安全の方を中心にやっていただいて、先ほどもおっしゃっていましたが、都立高校の話も出ていたのですけれども、やはり高校以降になると、どう社会に貢献できるかというビジョンというか、そういったところも含めて、考えていくような会になっていただければいいかなと思えますので、少しでも子どもたちを見守っていく意味で、子どもたちを育てていただく方が、こういったことを通して1人でも多くなっていたらいいかなというのが僕らの願いなので、そういった形で反映していただければいいかなと思えます。

生涯学習課長 　　はい、分かりました。

教 育 長 　　よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

5. 板橋区の危険ドラッグ等根絶・乱用防止に向けた取り組みについて

(生－２・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告５に移らせていただきます。「板橋区の危険ドラッグ等根絶・乱用防止に向けた取り組みについて」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－２」をご覧ください。
板橋区におきまして、危険ドラッグ等根絶・乱用防止に向けた取り組みがありましたので、ご報告させていただくものでございます。
記書きの１番でございますけれども、板橋区危険ドラッグ等根絶・乱用防止推進宣言というものが行われました。
日時は、平成２７年６月３０日でございます。
関係者につきましては、記載のとおりでございます。
資料２ページ目をご覧ください。
実際の取り組みにつきまして、色々、書いてございますけれども、箱が幾つかございます。
上から２つ目の箱、こちらにつきましては、危険ドラッグの販売店舗等の取り締まりや監視、排除など、どのような取り組みを行っていくかということが記載されております。
ご存じかもしれませんが、板橋区内でも１店舗、危険ドラッグを取り扱っている店舗がありましたが、警察等の粘り強い働きかけで、今現在は公的に確認されている中では、板橋区内には危険ドラッグの販売店舗はないという状況にまでなっております。
次に、３ページ目でございます。
これが、実際に６月３０日にございました宣言でございます。
内容につきましては後ほどご確認いただければと思いますけれども、既に全国各地で危険ドラッグに基づきます、様々な事件・事故が発生してございます。
区内から絶対にこのようなことを起こさないようにということで、今後とも取り組みを強化してまいります。
説明は、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

６．平成２８年度使用教科書の採択に伴う審議会答申について

(指－２・指導室)

教 育 長 それでは、報告６に移ります。「平成２８年度使用教科書の採択に伴う審議会答申について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 「指－２」の資料をご覧ください。

平成28年度に使用する教科書の採択に伴う審議会答申について説明させていただきます。

この答申につきましては、平成28年度から区立学校で使用する教科書を採択するに当たり、調査研究について、平成27年4月13日付で教育委員会から教科用図書審議会に諮問し、7月6日に開催された審議会において提出していただいたものです。

審議会は、4月、6月、7月に各1回ずつ開催され、採択基準の作成、教科書の調査研究を専門的に行う調査委員会が作成した調査研究資料及び各学校の教員による学校調査研究資料の検討、教科書展示会場での区民アンケートの整理を行うなど、採択に関する調査研究を行いました。

今回の答申は、これらの検討した内容を記載し、また、各研究資料等を添付したものと なっています。

なお、添付資料につきましては、採択期限である8月31日までは非公開となっておりますので、教育委員の方のみ添付しております。

それでは、添付資料について説明させていただきます。

まず、「平成28～31年度使用教科書調査研究資料（中学校用）」です。

こちらは、東京都板橋区立学校教科用図書採択事務規則に基づき、5月8日に教科用図書調査委員会を設置し、5月27日までの期間に、9教科15種目、延66の教科書発行会社が発行する教科書について、区立学校の校長、副校長、教員の中から、各教科単位に経験豊かな85人の調査委員の方に、教科ごとに調査研究していただきました。

調査研究は、審議会で作成しました採択基準をもとに、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜、発展的内容の5つの検討項目を設け、さらに、それぞれに幾つかの視点を定め、専門的に調査研究しました。

なお、この資料には、特別支援学級用の「一般図書」と呼ばれる、児童生徒一人一人の障がいの程度、状況に合わせて、学校が直接選ぶ教科書として使用できる図書を広く掘り起こし、リストとして報告していただいたものも含まれております。

次に、「平成28～31年度使用教科書学校調査研究資料（中学校用）」でございます。

こちらは、6月5日から26日までの期間で、区内5校の拠点校での教科書展示及び調査委員会がまとめた資料を参考に、審議会が定めた採択基準に基づく検討項目ごとに、学校調査という形で調査研究をしていただき、各学校から報告いただいたものを教科ごとに担当指導主事が要約してまとめたものです。

最後に、「平成28～31年度使用教科書（中学校用）区民アンケート結果」でございます。

教科書展示会を6月9日から7月2日まで、教育支援センター内、教科書センター及び成増アートギャラリーにおいて実施いたしました。

2カ所合わせて、教職員が113人、区民その他182人の計295の方が教科書を閲覧しました。

その中で、132人の区民の方からアンケートをいただき、指導室で要約して、まとめたものです。

以上の資料を参考に、今後、教育委員会で教科書の採択をしていただくこととなります。

以上で説明を終わります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(はい)

○報告事項

7. 板橋区環境教育推進プラン（第二次）策定の着手概要について

(指-3・指導室)

教 育 長 それでは、報告7に移ります。「板橋区環境教育推進プラン（第二次）策定の着手概要について」、指導室長から報告願います。

指 導 室 長 「指-3」をご覧ください。

板橋区環境教育推進プラン（第二次）策定の着手についての説明をいたします。

板橋区では、環境教育方針や計画策定を地方自治体の責務として、平成15年7月に定められた「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、平成19年2月、「環境教育推進プラン」を策定しました。

そして、環境教育推進施策を推進しているところでございます。

その後、平成23年6月に環境教育推進法の一部が改正され、その目的に「協働取組の推進」、基本理念・定義規定に「生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成」等が追加され、旧法の“体験学習に重点を置く取組”から“幅広い実践的人材づくりと活用へ”と発展されました。

これに伴いまして、資源環境部環境戦略担当課及び教育委員会事務局指導室が連携して、平成28年度以降の新たな環境教育の指針となる「環境教育推進プラン（第二次）」を策定し、環境教育施策に取り組んでいく予定でございます。

なお、計画期間は平成28年度から平成37年の10年間としています。

以上でございます。

教 育 長 環境教育推進プラン（第二次）につきまして、質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

別 府 委 員 では、一言。板橋は、先ほどお話がありましたように、環境教育が非常に進んでいると思います。

こういった文科省以外のところから環境教育推進プランが出されて、それが教育現場の方と無理のない形でマッチングして実施できればよろしいかと思えます。

教 育 長 これは学校教員関係も入っていますよね。

指 導 室 長 入っています。

教 育 長 そのほかは、いかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

8. その他

教 育 長 それでは、報告8「その他」につきまして、報告があれば、ご発言ください。

指 導 室 長 特別支援教室の設置について、ご報告いたします。

次 長 前回、高野委員からご質問があった事項について、まとめてお答えさせていただきます。

高 野 委 員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

指 導 室 長 資料といたしましては、まず、A4横判の「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画（案）の骨子について」というものをご覧ください。

「案」がついておりますけれども、これは既に「案」が取れたものでありますが、この様式が一番分かりやすいということで、今日、提出させていただきました。

中央部分の上の段ですけれども、第三次実施計画における対応課題、2の①、区市町村における特別支援教育体制の充実についてであります。

これを受けまして、下の2の①区市町村における特別支援教育体制の充実という欄に具体的なことが書かれております。

この特別支援教室の導入については、この東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づきまして、今年3月末に、東京都から「特別支援教室の導入ガイドライン」というものが発表されました。

ガイドラインの内容は、特別支援教室を各小学校に設置する。そして、巡回指導教員が発達障がい等の児童を、その児童が在籍する小学校の特別支援教室で指導するというものであります。その具体的なことが、この保護者宛に東京都から配られたプリントにも書かれてあります。

板橋区におきましては、今年4月に各小学校の特別支援教室、まず、場所の設置状況を確認したところです。

平成30年度の完全実施に向けて、平成28年度、平成29年度にかけて少しずつ施行できるようにという準備を今進めているところでございます。

以上でございます。

教 育 長 このA4の方の真ん中にある「特別支援教室」構想、子どもが動くから教師が動くというところですね。これがキーワードになるとは思いますけれども。

いかがでしょうか。何か、ありましたら。

何か、特別支援教室をどう設置していくかというのは非常に大きな課題になるのではないかと思います。

では、続いて。もう1件。

学校地域連携担当課長 では、私の方からもご報告させていただきたいと思います。

あいキッズの土曜日実施に向けての検討状況について、ご説明申し上げたいと思います。

資料の方は、横置きで置かせていただきました「あいキッズ土曜日実施に向けての検討状況について」をご覧くださいと思います。

昨今、就労形態の多様化から、土曜日に就労する保護者が以前に比べ増加してきているところでございます。そうした家庭からは、土曜日におけるあいキッズ実施の要望が高まってきていると私どもの方でも感じておるところです。

また、今年度から、あいキッズのきらきらタイム登録のお子さんを対象に放課後児童健全育成事業と位置づけまして進めているところでございますが、区で定めております「板橋区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」においても、開所日数が250日をということになっております。一方で、附則の部分で、250日を下回ってもということではありますが、やはり経過措置としての暫定的な対応だというように私どもでも考えておりました、土曜日を実施することによってこの開所日数というのも上回ろうかというところですね。

現在、行政ニーズの把握や委託法人の受け入れ体制の確保など、課題について検討しているところでございます。

資料1の土曜の現況ということで、今年度、きらきらタイムに申請をいただいている保護者の方から就労証明書を頂戴しております。そこから分析したところでございますが、この結果というところで、1つのあいキッズで平均的に11.5人ぐらい土曜日もお家庭が留守になっているというような状況でございます。

平日の登録に比べておよそ19.9%、約2割の方が土曜日もお勤めになっているという結果が出ているところです。

また、これに合わせて、さんさんオレンジという、午後5時まで利用されている中の1、2年生でございますが、就労家庭ということで、このところでも、1つのあいキッズについて1.75人ということで、2人弱ぐらいが平均的に土曜日が留守家庭ということで、おおむね1つのあいキッズでは、平均的には13.3人というようなことで結果が出ているところでございます。

この19.9%というのは、③の保育園の利用実績、区立保育園でございますが、平日を利用されているうち、土曜日にも利用されているという方が14.1%

いらっしゃるということから比較すると、率としては高いのかなと考えているところでございます。

2 ページ目をお開きいただきたいのですが、他区の状況というところでは、実は23区中、土曜日に実施していないのは板橋区だけというような現状でございます。

これまでの学童クラブも土曜日を実施していなかったために、地域性というようなことであいキッズを実施していないところではございましたが、こうした周りの状況から見ても、やはり進めていかなければいけないのかなと考えております。

2番の実施方法案ということで色々検討したところで、実施校についても、拠点方式、あるいは、持ち回りということも考えたのですが、やはり全ての区立の区内にある52校で実施するのが望ましいのではないかと考えております。

一方で、対象者を全児童ということではなくて、就労家庭のみということを進めてまいりたいと考えております。

そうしたところから、⑧の利用者負担というところでも、今、きらきらタイムの1時間当たり、育成料として1,200円頂戴しておりますので、そこから換算すると、土曜日1日というところでありまして、月額で2,000円程度、5時までで必要になるのではないかとというようなところで試算をしております。

こうした試算に基づいて、3ページ目でございますが、保護者のニーズ調査を実施したところでございます。

現在、集計中のため、まだこの結果はお示しできないところでございますが、添付の4ページ、5ページに実際に調査した調査票がございます。

これを集計して、まとめまして、次回の教育委員会ではこの結果も合わせて報告させていただきたいと思っております。

今後のスケジュールというところでは、そのニーズ調査の結果を踏まえて、放課後対策事業運営委員会でも、この議案について検討して、結論を出していきたいと思っております。それが7月17日となりますので、改めて、7月23日の教育委員会で報告をさせていただきたいと思っております。

最終的には、8月27日の文教児童委員会の方に議会報告させていただきたいというような予定でございます。

説明の方は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

松澤委員 1つだけ。土曜日のあいキッズの件もそうですけれども、新しい事業を進めていく上で、シミュレーション的に何校かで試していただくということをやっていたらいいかなというのがあります。

それは、今まで、多分、土日に校庭を使われている方とか、一般の方というか、その地域の絡みとかもあると思うので、校庭を使ってあいキッズを行うというのをあいキッズ視察のときに業者さんもしきりにおっしゃっていたので、人数が多

ければ多いほど狭くなってきてしまうと思いますので、その辺の絡みとか、あと、色々な状況をもう一回見ていただきながら進めていただければよろしいのではと感じますので、よろしく願いいたします。

学校地域連携担当課長 土曜日の実施というところでは、まだ、今現在の案では就労家庭のお子さんたちということで、1 あいキッズだと13人ぐらいが平均だろうということで、多くても40人には至らないのかなというように考えています。

それと、拠点的には1部屋で大丈夫かなというところはありますし、また、土曜日、今現在、学校施設の開放事業ということで体育館や校庭を一部貸し出しておりますが、校庭については午前中だけの団体貸しをしています。

午後については、子どもの遊び場事業ということで、フリーに使えるというようなこともありまして、それを活用していきたいと考えてございます。

教 育 長 土曜日の校庭は、午前中は貸し出しをして、午後は、基本的にはどのように使用されているのですか。

学校地域連携担当課長 小学校は、子どもの遊び場ということで、指導員を1人配置しまして、遊具の貸し出しなどを行いながら、校庭で、公園ではできない球技などをしてもらおうということで活用しているところです。

高 野 委 員 このニーズ調査については、取りまとめているところですか。

学校地域連携担当課長 今、集計しているところです。

高 野 委 員 最初に調べたこれは、調査票から拾った数字だから、保護者の方たちのお考えと一致するとは限らないわけですね。

学校地域連携担当課長 そうですね。土曜日もお勤めになっているという証明書をいただいているということで、載せております。

高 野 委 員 そうすると、今度の調査でより具体的な数字が出てくるということになりますか。

学校地域連携担当課長 そうですね。現在、分かっている数字でございますと、きらきらタイムに登録されているご家庭、それと、さんさんオレンジ、5時までの就労家庭ということで、合計で3,551名いらっしゃいます。

その方たち全てにこのアンケート調査をさせていただいて、回答率が74.8%ということで、2,657名の方からお返事をいただいているところです。

そうしたところだと、実際に留守家庭であるというところは27.3%、この回答をいただいた2,657世帯のうち726世帯が留守家庭だということで

頂戴しているところです。

そこで、毎週利用するのかなど色々調べさせていただきますので、クロス集計等もさせていただきますながら、また、フリーアンサーもありますので、そこもまとめてということで次回の教育委員会では報告させていただきたいと思います。

高野委員 それと、今の松澤委員のご質問の絡みですけれども、開設時間については8時から19時、もしくは17時というようなことですが、午後の子どもの遊び場のときには、今、平日の場合はあいキッズに入っていない子どもたちは校庭では遊べないと思うのです。

そうすると、今度、土曜日にこのあいキッズが始まったとして、子どもの遊び場はそのまま行うのですか。

学校地域連携担当課長 存続させながら、共用してと考えています。

高野委員 その中で、あいキッズの子も同時に、両方がまざって遊べるというような形になっていくわけですね。

学校地域連携担当課長 はい。以前、学童クラブでも同じような形態で、放課後子ども教室と共用しながら校庭を使ったというような場面はありましたので、そういうような形をイメージしております。

高野委員 あいキッズが始まったときに、高学年であいキッズに登録していない子どもは校庭で遊べなくなったというようなご意見もいただいておりますので、その辺がちょっと心配だと思っておりましたので。

分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。では、そのほかに。

指導室長 それでは、前回、ご質問いただきました「トライ&チャレンジ」キャンペーンについて、ご報告いたします。

教育長 資料は。

指導室長 失礼しました。資料はございません。口頭でのご説明とさせていただきます。大変申しわけございません。

この「トライ&チャレンジ」キャンペーンといいますのは、東京都教育委員会が実施していたものなのですが、実は平成24年度に終了しております。

大変申しわけございませんでした。

具体的には、内容としましては、子どもたちが様々な人とかかわること、触れ合うことを通じて人間関係のあり方を学ぶとか、社会の一員としての自覚を深め

ていくというようなことを目的にしたものです。

そこで、何をどんな活動をするのかということは、各学校に委ねられていました。

特に、年間の中では、6月と11月というものを「ふれあい月間」という名称で、特に重点的にそのような取り組みを進めましょうということで行ってきたものです。

実際には、例えば地域の清掃活動であるとか、地域行事に参加すること、挨拶運動をすることなどということを板橋区内の学校でも行っていました。

こういった活動が、板橋区でももちろんですけども、都内でかなり周知され、根づいてきたということもあり、平成24年度にこの事業としては終了したものであります。ただ、現在も様々な取り組みを、学校では同じような取り組みを続けているところですよ。

それに伴いまして、点検・評価ですけども、教育に関する事務の管理、執行状況の点検・評価につきまして、一部、訂正をさせていただきたいと考えています。

まず、今後の方向性というところで、この事業を周知するというところですが、これはもう終了しておりますので、その趣旨を踏まえて、各学校の教育活動に位置づけて、充実を図っていくという内容に修正させていただきたいと考えています。

同じく、現時点での総括というところでも、「これまで周知し、継続して行ってきた」というような表現になっておりましたけれども、各学校における総合的な学習の時間や、また、特別活動の時間に、「年間指導計画の中に位置づけて、充実を図っていく」というような表現に修正させていただきたいと思っております。

以上でございます。

高野委員 私はこちらについて質問したのは、体験学習に関して具体的にどんなことをやっているのかが余りよく分からなかったものですから、この「トライ&チャレンジ」キャンペーンとはどういうものなのかなということでご質問させていただきました。

今の指導室長からの説明でよく分かりました。もし、そこにつけ加えられるとすれば、今、ご説明があった具体的な体験活動について少し加えていただくと、より点検・評価するときに事業の内容が分かりますので、その点をもしできれば、よろしくお願ひしたいと思っております。

指導室長 かしこまりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかに、ございますか。

学校地域連携担当課長 児童館のあり方検討報告の最終報告が子ども家庭部の方から示されましたので、こちらについてご報告申し上げます。

昨年の11月の第22回教育委員会でもご報告させていただきましたが、中間のまとめということでご報告させていただいたところです。

その後、パブリックコメントや利用者説明会、区民説明会、または議会等でもご意見をいただきながら、最終報告ということ子ども家庭部でまとめたものでございます。

こちらにつきまして、教育委員会との関連の深いところについて改めてご説明申し上げますが、資料は、児童館のあり方検討報告書（最終報告）の概要についてご覧いただきたいと思っております。

ここの1番の「新たな児童館」の概要というところでございます。これまでの児童館は、乳幼児親子と小学生期の利用者を主な対象に、遊びを通じた指導を行ってきたところでございますが、平成27年4月からは「あいキッズ」が区内の区立小学校全てで実施ということになりましたので、放課後の安心・安全な居場所というのはあいキッズにというところになってきているところでございます。

一方で、核家族化や少子化など、親にとって子育ての不安感、あるいは育児の不安などが増大しているところございまして、こういったところからも、今後の児童館は「子ども・子育て支援法」に基づいた新たな地域の子育て支援拠点ということで進めていきたいということでございます。

乳幼児を中心とした子育て世帯の支援というところに運営の軸足を移していくということが基本的な考えとなっているところでございます。

2の開館日や開館時間については、現在、火曜日から土曜日まで開館しておりますが、これを月曜日から金曜日までというようにしていくということでございます。

また、2ページ目をご覧いただきたいと思っておりますが、こちらの4の従来の利用者への配慮というところで、まず、(1)の小学生の対応というところでございます。

「あいキッズ」の全校実施によりまして、児童館の小学生の利用は大きく減少してきたところでございます。学校施設外での活動を希望する小学生も一方でいることから、「新たな児童館」では、引き続き、児童福祉法に定める児童厚生施設として、小学生の受け入れの1つと位置づけていこうということでございます。

小学生の利用については、基本的には、多目的室とか大きな部屋を使いながら、施設の状況などを勘案しながら対応していくとのことでございます。

特に運動的な遊び、よくドッジボールをされていたそうなのですが、そういったことはあいキッズで担っていくというようなことで進めていくということでございます。

(2)の中高生の対応につきましては、今後、在宅子育ての支援に軸足を移していくことから、環境整備の面、衛生管理の面でも、中高生が望む居場所の機能を設けていくことは難しいというように考えているところでございます。

そのため、生涯学習課で設置を検討しています「(仮称)生涯学習センター」、こちらの方で青少年や中高生の受け入れということは担っていききたいということ考えているということでございます。

一方で、児童館職員がこれまで培ってきたスキルを生かして、こういった中高

生を対象とした事業に連携協力ということで進めていくものです。

また、(3)の土曜日及び日曜日・祝日の対応ということですが、土曜日につきましては、現在のところ、あいキッズが実施されていないので、就労等で留守家庭となる小学生を対象として、児童館の土曜日ランチタイム事業、こちらの方を今年度は実施しております。

来年度以降、あいキッズでということになりますとこの事業もなくなるのかなというふうには考えているところですが、一方で、日曜日については、これまでどおり、午後に加えて午前中も館開放ということで、子どもたちが利用できるように進めていくというように考えているそうです。

3 ページ目に移りまして、5の地域連携事業への取り組みについては、これまでの地域との活動を通じた経験とスキルを生かしながら、より積極的に地域団体と連携して、例えば「地区まつり」など、基本的な事業への取り組みの強化をしていくとのことでした。

18地区でそれぞれの地域特性に応じた事業展開を行って、地域の子育て支援の拠点としての役割を担っていくということでございます。

また、あわせて、青健事業への連携・協力というところも進めるということでございます。また、野外キャンプ、こういったものについても、同行や指導、あるいはジュニアリーダーの講習会等にも協力をいただけるというようなことでございます。

最後に、7番の職員体制でございますが、こちらの方も、現行同様、基本的に職員が3名と非常勤職員1名というところが基本になると聞いております。

そして、8番目の「新たな児童館」の適正配置というところでございますが、こちらについては、施設の築年数や面積、あるいは配置バランス、こういったものを鑑みながら、先ほどご報告させていただきました公共施設等の整備に関するマスタープランに基づく個別整備計画で集約・複合化ということで進めていくということです。

4 ページ目でございますように、存続する施設、廃止する施設というように分けているところでございます。

現行、38館から26館への館数の整理ということ平成28年度に実施すると聞いています。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。児童館が大きく変わっていくということ、あいキッズとの関連ということもありますし。

中高生の対応については、生涯学習課と連携を既に始めているということでしょうか。

生涯学習課長 では、その点について補足の説明をさせていただきます。

大原社会教育会館、成増社会教育会館にはいずれも児童館が併設されております。こちらは、今回の計画で廃止の対象施設となってございます。

3月末でこの児童館の機能が停止しました後は、簡易な補修をしまして、中高生の集いの場となるような、そういった運営を今現在検討しているところでございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 あいキッズの土曜開始と青少年センターの両方の関係はよく分かりました。
ただ、これの適正配置の一覧表を見て、ちょっと小学生の子どもたちが、地区で1つしかないとかというところがありますので、今までより移動する距離が大分増えるのかなということで、そういう意味での交通安全とか、そういう点がちょっと心配かなと感じました。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
ありがとうございました。
そのほか、報告がありますか。

(なし)

教 育 長 では、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項等はよろしいですか。

(はい)

教 育 長 では、最後に、私から報告をさせていただきます。
このたび、7月12日をもちまして別府委員が任期満了となり、退任されることになりました。
別府委員におかれましては、平成19年7月に就任されて以来、2期、8年間という長きにわたり、板橋区の教育行政にご尽力いただき、本当にありがとうございました。
本日が最後の教育委員会となりますので、別府委員から、一言、ご挨拶をいただきたいと思っております。
別府委員、ご挨拶をお願いいたします。

別 府 委 員 実は、坂本区長が新しく区長になりました平成19年7月から8年間。教育委員を務めさせていただきました。
そして、当初は委員長職務代理ということをして8カ月ほどやりまして、平成20年4月から教育委員長として7年3カ月ぐらい務めさせていただきました。
この間、歴代の教育長を初め、事務局の皆様、そして、教育委員の皆様には大変お世話になりまして、ありがとうございます。
実は8年間もおりますと、教育長は3代目で、指導室長は5代目ぐらいになり

ます。ほとんど全員変わってしまったという状況ではございますけれども、誠に微力な私を助けていただきまして、本当にありがとうございました。

教育委員としましては全く微力でございますけれども、今までPTAは全く家内任せで、やっておりませんでしたし、仕事の方も教育とは全く無縁の、むしろ教育を阻害するような仕事を若干しておりましたので、非常に新しい分野で色々勉強させていただきました。

その中で、区立の小中学校・園を全て訪問させていただきまして、校長先生のお話を伺いました。さらには、北園高校ですとか、あるいは淑徳学園、東京家政大学の学長、先生たちともいつもお話しさせていただきまして、色々なことを勉強させていただきましたので、私としては大きな財産をいただいたなと思っております。

また、区議会の本会議、あるいは決算委員会、予算委員会にも出席させていただきましたので、議員の皆様のお話を伺ったり、あるいは町会連合会を初め、地域の皆様ともお会いする機会が多かったものですから、板橋区政に関しても実は余り興味がなかったのですが、今回、非常に勉強させていただきまして、区政をもっと勉強して知っておかなければいけないのだなということを強く感じた次第でございます。

今回の地教行法の改正によりまして教育委員長がなくなりまして、全て教育長がやるということで、中川先生には非常に大きなご負担をかけることになるかと思うのですけれども、3年前、指導室長として辣腕を振るっておられましたので、今後もその手腕に期待している次第でございます。

教育委員の皆様には、新しく別の教育委員さんが今度出席されますので、その方ともども、板橋の子どもたちのために頑張っていただければよろしいのではないかなと思っております。

終わりになりますけれども、教育委員の皆様、そして学校関係の皆様には深く感謝申し上げます、私の退任の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

(拍手)

教 育 長 教育委員、本当にお疲れさまでございました。ありがとうございました。
それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 50分 閉会